

裁判所をめぐる諸情勢について

最高裁判所事務総局

(令和元年 6 月)

目 次

- ◆ 民事訴訟手続のIT化について 1
- ◆ 障害者雇用について 3

1 各種事件動向と適正迅速な審理に向けての課題

- (1) 民事事件 4
 - ア 地方裁判所の民事通常訴訟事件について 4
 - イ 行政事件について 5
 - ウ 国家賠償事件について 6
 - エ 労働関係事件について 6
 - オ 知的財産権関係事件について 7
 - カ 倒産事件について 8
 - キ 執行事件について 8
 - ク 簡易裁判所の民事事件について 9
- (2) 刑事事件 10
 - 裁判員裁判の現状と課題について 10
- (3) 家庭事件 13
 - ア 家庭事件をめぐる現状と課題について 13
 - イ 家事調停事件について 13
 - ウ 後見・財産管理関係事件について 13
 - エ 人事訴訟事件について 14
 - オ 子の返還申立事件について 15

カ　少年事件について	15
2　裁判所に関係する新たな立法等	
(1) 民法（債権関係）の改正について	16
(2) 民事執行法改正の動向について	16
(3) 所有者不明土地問題について	16
(4) 会社法改正の動向について	17
(5) 地方自治法の改正について	18
(6) 労働関係について	18
(7) 知的財産権関係の法改正について	18
(8) 新時代の刑事司法制度について	19
(9) 人事訴訟法等の改正（国際裁判管轄に関する規律等の整備）について	19
.....	19
(10) 民法等の改正（相続に関する規律の見直し）について	20
(11) 民法の改正（特別養子縁組制度）について	20
(12) 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）に関する議論について	20
.....	20
3　裁判所の人的・物的態勢の現状	
(1) 予算について	21
(2) 定員について	22
(3) 裁判官の採用、判事再任等について	23
(4) 裁判所施設について	23
ア　耐震化の進捗状況及び老朽化した庁舎の増加状況等について	23
イ　省庁別宿舎の状況	24
ウ　裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）	24
(5) システム関係について	25

ア 情報化の取組と全体最適化.....	25
イ 主な情報システムの状況等.....	26
4 裁判所の組織的課題	
(1) 裁判所における緊急対応について	27
(2) 情報セキュリティの確保.....	28
(3) 裁判所の安全問題について	29
(4) 書記官事務の整理について	30
(5) 適正な事務の確保に向けて	31
(6) 適正な会計事務について.....	33
(7) 裁判所を利用する障害者への配慮について	33
(8) ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について	35
(9) 司法行政文書の管理及び開示について	35
5 人材の育成、強化に向けた司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組	
(1) 裁判官の研修・研究会について	36
(2) 裁判官以外の裁判所職員の研修・研究会について	38
(3) 司法修習生の修習について	41
6 総合法律支援法の運用について	42

◆ 民事訴訟手続のIT化について

国民生活に関わる様々な分野で手続のIT化が進められ、それが広く受け入れられてきた状況にあることを踏まえれば、民事訴訟手続にITを導入し、これを活用することは、民事訴訟を国民に利用しやすいものとし、ひいては適正迅速な裁判を実現する上でも望ましいことと考えられる。また、民事訴訟手続のIT化は、手続の在り方を全体的に見直し、裁判の質の更なる向上を図る契機として取り組んでいくべきものといえる。

このような観点から、裁判所においては、昨年3月30日に政府の「裁判手続等のIT化検討会」から出された取りまとめも踏まえつつ、高裁1庁及び地裁50庁の合計51庁に検討体(PT)を設置し、ウェブ会議等を活用した争点整理手続等についての検討を進めてきたところである。そして、各PTにおける検討等を踏まえて、令和2年2月頃には知財高裁及び各高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁でウェブ会議等を活用した争点整理手続の新たな運用を開始し、同年5月頃には更に5庁の地裁でも新たな運用を開始することを予定している。

また、昨年7月に公益社団法人商事法務研究会に立ち上げられた「民事裁判手続等IT化研究会」においては、民事訴訟手続のIT化についての法制面の検討等が行われており、本年4月からは、本年度中の法制審議会への諮問を視野に入れたより具体的な議論が進められている。最高裁も、法務省とともに関係省庁として同研究会に参加し、単に従来の手続にITを導入するというにとどまらず、裁判の質の更なる向上を図るという観点からの検討を行っているところである。

このように、民事訴訟手続のIT化は、従来の枠組みにとらわれることなく、より良い民事訴訟のプラクティスの在り方を検討し、裁判の質の更なる向

上を図る重要な契機となるべきものであって、検討を進めるに当たっては、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要であり、裁判官、裁判所書記官その他の職員には、積極的に議論に参加することが期待される。詳細は、J・NETポータルの民事情報データベース（ミンフォ）の関連記事を参照されたい。

◆ 障害者雇用について

国の機関は、障害者雇用促進法に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に対して通報しなければならないとされているところ、国の機関において、平成29年6月1日現在の任免状況について再点検を行った結果、裁判所において、障害者の確認・計上に誤りが見られることが明らかになった。

この事態については、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合において、事実に関する検証が実施され、法令順守を確保し、国民の人権を擁護する役割を有する裁判所において、法の理念を意識せず、無批判的に前例に基づいた事務処理が漫然と行われてきたことは極めて不適切との指摘がなされた。

裁判所においては、この検証結果を真摯に受け止め、今般の事態について深く反省するとともに、再発防止に向けて必要な対策を講じていくこととし、平成30年12月に「裁判所における障害者雇用に関する基本方針」を策定した。これに則り、裁判所の事務の特性を踏まえた上で、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるとともに、障害者雇用促進法の下、障害のある人が働きやすく、定着できる職場を作るための各種の取組を行っている。この取組を進めていく上では、裁判官を含む職員一人一人が、障害者と共に働く意義を深く理解するとともに、前例に基づく無批判的な事務処理を行わないよう、今回の事案を今後の教訓として受け止め、永く組織全体で語り継いでいくことが大事である。

1 各種事件動向と適正迅速な審理に向けての課題

(1) 民事事件

ア 地方裁判所の民事通常訴訟事件について

近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も大きくなっている。それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、理由の通用性や合理的な期間内での解決に対する要請が高まっている。

こうした要請に的確に応え、裁判の質の更なる向上を図るため、各庁において、裁判官がそれぞれ審理運営の改善に取り組むだけでなく、合議の充実や活用等により部の機能を活性化し、さらに、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させるなどの取組が進められているところである。これらの取組を真に実りあるものとするためには、一人一人の裁判官が、部の内外でのコミュニケーションや議論を通じて、担当する事件の処理の枠を超えて、審理運営の在り方を含む様々な課題を共有し、改善策を模索することで、自らの力量を向上させるとともに、民事裁判全体のプラクティスの改善を自らの課題として引き受け、主体的、積極的に行動することが望まれる。

また、近年、平均審理期間（特に争点整理期間）が長期化していることや、争点整理、人証調べ、和解等の実情に関して弁護士や高裁からなお厳しい指摘もあること等を踏まえ、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現し、紛争の実相を捉えた適切な事案の解決を図るために、争点整理において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、早期に争点を絞り込み、法的判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うとともに、適正な紛争解決のために積極的に和解勧奨を行うこと等が求められる。

以上については、平成29年度民事事件担当裁判官等協議会及び平成30年度民事事件担当裁判官等事務打合せの各協議結果（J・NETポータルの民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）も参照されたい。

イ 行政事件について

行政訴訟事件の新受件数は、平成18年以降、2000件を超える水準で推移してきたが、平成30年はこれを下回る水準にとどまった。もっとも、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑多様化等を背景に、新受件数は今後も高い水準で推移していくことが見込まれる。また、近年は、事件の内容が一層複雑困難化していることや、いわゆる多庁係属型訴訟（事実上又は法律上の争点が同一であり、複数の裁判所に提起されている訴訟など）が増加していることも指摘できる。これらを背景として、審理期間が2年を超える長期未済事件の割合は増加しつつある。

行政訴訟事件は、訴訟法上、複雑な訴訟類型が存在するだけでなく、事実関係の存否よりも詳細な法令や行政基準からなる行政実体法規の解釈が争点となることが多いという特徴があるところ、裁判所が争点を的確に把握して当事者の主張を適切に整理した上で、通用力の高い妥当な判断をするためには、行政活動やその背景となる社会経済活動の実像を把握しつつ、関係法令の構造を踏まえた法解釈を行うことが肝要である。このような観点から、裁判所は、当事者に適切に主張立証を促すとともに、自らも関連する判例・学説を調査するなどして合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められる。また、近時は、審理運営上の課題について、部や庁を超えて裁判官同士の意見交換を充実させる取組も進められている。

行政訴訟事件の審理運営の参考となる各種情報については、J・NETポータルの行政・労働・知財情報データベース（G-desk）を参照されたい。

ウ 国家賠償事件について

地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数は、平成27年以降増加基調にある。多庁係属型訴訟が増加しているほか、事件類型別に見ると、その4割前後をB型肝炎訴訟が占めている。B型肝炎訴訟は、1件当たりの原告数も複数に上るものが多いことから、今後も未済事件数が増加し、それに伴い審理期間も長期化することが懸念される。今後も提訴動向を注視しつつ、個々の事件について、適正迅速な解決が図られるよう事務処理上の工夫の集積や共有を図る必要がある。国家賠償事件の各種参考情報についても、行政・労働・知財情報データベース（G—desk）を参照されたい。

エ 労働関係事件について

労働関係民事訴訟事件は、新受件数が高水準で推移する中、平成20年以降は新受件数が既済件数を上回る傾向にあり、平均審理期間も長期化している。また、労働審判事件は、制度開始以来、概ね順調に運用され、終局事件全体の約7割で調停が成立し、これに労働審判が確定したものと合わせると8割弱が最終的な解決に至っている一方で、新受件数が高水準で推移する中、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられる傾向にある。このような労働関係事件における審理運営上の課題を把握し、これに対する司法行政上の施策を実施する観点から、毎年、主にテレビ会議システムを利用して、複数の地方裁判所に対し実情調査を実施し、その結果を各庁に提供するとともに事務打合せの開催や各庁における各種取組の支援等の施策を行っている。今後も、各庁の実情に応じて、労働関係事件を適正迅速に処理するための一層の取組を進めていく必要がある。

また、労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があるところ、裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士

会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有用である。

労働審判事件は、全国の地裁本庁と東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部で取り扱われてきたが、平成29年4月からは新たに静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部でも取扱いが開始され、順調に運用されている。

労働審判手続におけるテレビ会議の活用については、積極的な周知等の取組を全地裁において行っていただいているが、実際にテレビ会議の方法による期日を実施した事件が徐々に増加しているところである。各庁においては、今後も同様の取組を継続することが期待される。

労働関係事件の各種参考情報については、行政・労働・知財情報データベース（G—desk）を参照されたい。

オ 知的財産権関係事件について

地裁における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件程度で推移しているが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にある。

知的財産権関係民事事件のうち、特許権等に関する訴えは、東京地裁又は大阪地裁の専属管轄に属し、その控訴審は知財高裁が全て取り扱っている。管轄については、改めて留意する必要がある。一方、営業秘密が問題となる不正競争防止法に関する事件など、技術的な知見を要する訴訟は上記3庁以外の庁にも係属することがあり、そのような場合は、上記3庁に所属する裁判所調査官の派遣依頼をしたり、専門委員の職務代行を依頼することなどを検討されたい。

また、知的財産権関係事件について通用力のある判断をするためには、国際的な動向について知見を深めることが重要である。平成29年以降、欧米

やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催しているところであり、これらの機会を通じて各国の制度や運用について知見を深めていく必要がある。なお、上記事件動向を示す統計資料等については、行政・労働・知財情報データベース（G—desk）を参照されたい。

カ 倒産事件について

倒産事件の事件数は減少傾向にあったが、平成28年以降は、自然人の破産事件や個人再生事件を中心に増加傾向に転じていることから、こうした事件増に的確に対応するためにも、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められる。

この点、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準や管財事件の最低予納金額といった事務処理の基準についての運用の見直しが検討・実施されてきたところであるが、その取組においては、各庁の運用や基準の合理性について、その根拠や目的に立ち返った検討が行われたところである。今後は、このような検討の手法を倒産手続全体に拡大して、合理的で効率的な手続の在り方について、検討を進めていく必要がある。

また、管財事件について、適正迅速な処理を実現するためには、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要がある。この点については、若手破産管財人候補者の育成だけでなく、大型事件、複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人候補者の育成も今後各庁の実情に合わせた取組を進めていく必要がある。

管財人の育成については、詳しくは、平成29年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の結果要旨（民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

キ 執行事件について

後記2(2)のとおり、民事執行法等の改正法が成立し、子の引渡しの強制執

行に関する規律が明確化されるとともに、第三者から債務者財産に関する情報を取り扱う手続や不動産競売における暴力団員の買受け防止のための手続の新設、債権執行事件の終了をめぐる規律及び差押禁止債権をめぐる規律の見直しが行われることから、不動産執行事件、債権執行事件及び執行官の取り扱う執行事件のいずれについても、適正かつ効率的な運用を確立できるよう検討を進める必要がある。

特に不動産執行事件については上記のとおり暴力団排除の手続が設けられることから、そのままでは審理期間が延びることとなりかねない。今後、より一層の質の高い事件処理を実現するために、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）を設定することで迅速化に向けた更なる運用改善に取り組む余地がないか、売却基準価額と売却代金額との乖離率の高い状況に照らして、競売市場修正率の見直しをする必要はないかなど、環境変化を踏まえた柔軟な運用の変更の要否について、検討していくことが必要である。

また、執行官の取り扱う執行事件についても、適正迅速な処理や事件関係者に対する適切な配慮が求められるところ、執行官は、その職務の大部分を裁判所外において行うため、指導監督が難しい面もある。監督官、監督補佐官においては、総括執行官との連携を密に取りながら、適切な指導監督を行っていく必要がある。

詳しくは、平成29年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会並びに平成30年度民事執行事件担当者等協議会の各結果要旨（いずれも民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

ク 簡易裁判所の民事事件について

国民の権利意識の高まりや法曹人口の増加など裁判所を取り巻く状況の変化に伴い、簡裁に係属する訴訟事件は困難化しており、特に、弁護士保険の

普及等を背景に急増した弁護士代理の交通損害賠償事件においては、審理期間が長期化する傾向にある。このような状況の下、少額の紛争を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理・判決の実現に向けた取組を各庁において進める必要がある。

一方、民事調停事件は、新受件数の減少傾向が続いているところ、訴訟事件の中にも民事調停になじむ事件が含まれているとの指摘があること等を踏まえると、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるよう、法的観点を踏まえた調停運営を行って公正かつ合理的な解決を図るだけでなく、柔軟で落ち着きの良い解決を簡易迅速に得るといった民事調停の利点を生かせるよう、評議のより一層の充実など、調停運営の更なる改善に取り組むとともに、潜在的な利用者のニーズに応えるべく、より効果的な広報を継続的に展開すること等が求められる。

そして、民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるという観点から、簡裁が、その本来的役割を踏まえ、地裁と適切に役割分担しつつ連携していく必要があり、上記の取組を進めていく上でも、地裁と簡裁との連携を一層深める必要がある。

詳しくは、平成30年度簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の協議結果（民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

(2) 刑事事件

裁判員裁判の現状と課題について

ア　裁判員制度は、本年5月で制度施行10周年を迎えた。そして、制度施行10周年を機に、最高裁判所事務総局から、裁判員制度施行10年の成果と課題を総括した「裁判員制度10年の総括報告書」が公表された。

これまでのところ、裁判員制度は、国民の理解と協力の下、概ね順調に運営されてきたと評価されているが、運営する側の裁判所としては、現状に満

足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要がある。

イ 裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになった。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的に意見を述べられる環境が整えられつつある。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きい。

もっとも、法曹三者において、公判前整理手続の基本的な在り方の共通認識を持てるようにすることや、国民の視点・感覚を有する裁判員と、専門性を有する裁判官がそれぞれの役割を十分に果たし、実質的に協働できるための方策など、依然として取り組むべき課題は少なくない。これらの課題に取り組むためにも、法曹三者による意見交換や協議についても、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待される。

ウ 裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、裁判員裁判対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものである。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられている。また、裁判員非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを形式的に導入するのではなく、裁判員裁判のプラクティスの目的を踏まえた上で、非対象事件の具体的な事案においてそのプラクティスを活用する必要性・相当性があるのかどうかを十分に吟味することが必要である。

エ 裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に大きい遺体写真等

のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という面のみならず、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まった。また、裁判員の安全確保については、これに関して講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところである。もっとも、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられないが、そのようなときにも適切に対応できるよう、事務局と裁判官との連携を常日頃から意識しておく必要がある。

オ 裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続いていた。このうち、出席率については、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼など、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施され、平成30年は好転の兆しが見られた。また、辞退は国民の負担を過重にしない等との観点から制度化され、裁判所が認めた場合に限っているものである。辞退率の上昇傾向は続いているものの、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はないことも踏まえると、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえる。

カ 裁判員制度の円滑な運営を支えてきた最も基本的な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力である。辞退率の上昇の抑止をはじめ、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではならない。裁判官や協力いただける裁判員経験者による出張講義等の裁判広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けていくことが求められる。

キ 以上については、裁判員制度10年の総括報告書も参考されたい。

(3) 家庭事件

ア 家庭事件をめぐる現状と課題について

家庭を取り巻く状況の変化や国民の権利意識の高揚等により、家裁には、従前にも増して、紛争解決機能や再非行防止機能を適切に発揮することが求められている。家裁は、多様な職種の職員から成るところ、裁判の質の向上のためには、職種間の連携、協働が不可欠である。例えば、家裁調査官による専門性を発揮した調査の的確な活用を図るなど、家裁全体として、より質の高い判断を実現するための取組が必要である。

なお、家庭事件をめぐる現状としての統計資料や協議会結果要旨等については、J・NETポータルの家事・少年情報データベース（Family☆in）を参照されたい。

イ 家事調停事件について

家事調停事件全体の新受件数は、近年、おおむね横ばいで推移している一方で、面会交流事件等の別表第二調停事件が増加傾向にある。

家事調停事件は、権利意識の高揚、少子高齢化、家庭・家族の在り方の変化等を反映して、夫婦間暴力（DV）、児童虐待、老親介護等の家庭をめぐる現代的な問題を背景にした事件や、子の奪い合い、面会交流など子をめぐる解決困難な事件が増えつつあり、家裁全体としての紛争解決機能の強化がますます求められている。

各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の充実を図り、また、これと審判や人事訴訟との連携を更に進め、家裁全体としての紛争解決機能の強化に取り組んでいる。

ウ 後見・財産管理関係事件について

後見等開始等事件の平成30年の新受件数は約4万7,000件となっており、管理（監督）継続中の本人数は累増を続けている。詳しくは、家事・

・少年情報データベース（F a m i l ☆ i n）を参照されたい。

後見関係事件については、平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。現在、地方自治体における取組が進められており、制度の運用を担う家裁においても、専門職団体等の関係機関と連携して、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた地方自治体の取組の後押しを継続して行っている。また、基本計画においては、身上保護の観点も重視し、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任するための方策を検討することとされているところ、現在家裁において、この基本計画の趣旨を踏まえ、利用者がメリットを実感できる運用の改善に向けて後見人の選任等の運用の在り方について検討を進めている。令和元年度は基本計画の対象期間である5年間の中間年度に当たり、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題や整理・検討を行うことが予定されているため、引き続き真摯に取組を進めていく必要がある。

また、後見人等による不正防止についても、後見制度支援信託又は後見制度支援預金を活用するなどして、引き続き取り組んでいくことが重要である。

財産管理事件の新受件数は、平成19年以降、不在者財産管理人については横ばい傾向にあるが、相続財産管理事件については増加傾向にある。財産管理事件においては、定期的に財産状況を確認するとともに、特に相続財産管理事件においては、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働きかけを行う必要がある。

エ 人事訴訟事件について

平成25年以降、人事訴訟事件の新受件数は減少傾向にある一方で、平均審理期間は年々長期化している。

今後も、各庁において現状の問題点とその原因を分析した上で、人事訴訟

が家裁に移管された趣旨を実現するために必要な取組を検討する必要がある。

オ 子の返還申立事件について

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還することなどを定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされている。なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

なお、国内実施法等を改正する法律が令和元年5月10日に成立し、間接強制の前置に関する規律の見直し等が行われた。この改正法により、民事執行法も改正され、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律が明確化された（この改正法の内容については、「2(2)民事執行法改正の動向について」も併せて参考されたい。）。

カ 少年事件について

少年保護事件の新受人員は平成14年以降減少しているが、再非行少年の割合は依然として高いほか、社会的関心を集める重大事件、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が係属するなどしており、少年審判の機能を更に強化し、複雑多様な事件を適正に処理することが求められている。

そのためには、少年審判手続全体を通じて、職種間連携及び少年保護関係機関等との連携を図りつつ、社会調査の質の向上、保護的措置の確実な実

施、補導委託の活性化等の取組を進めるなどして、事件処理の在り方について引き続き検討していくことが必要である。

2 裁判所に関する新たな立法等

(1) 民法（債権関係）の改正について

「民法の一部を改正する法律」及びその整備法は、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。

その主な改正項目は、①消滅時効に関する見直し、②法定利率に関する見直し、③保証人保護に関する方策の拡充、④約款（定型約款）に関する規定の新設、⑤意思能力の規定の新設、⑥債権譲渡に関する見直し、⑦賃貸借終了時のルールの明確化などである。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行される。

改正項目のうち、重要と思われる部分については、J・NETポータルの民事情報データベース（ミンフォ）に記事を掲載している。

(2) 民事執行法改正の動向について

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が、令和元年5月10日に成立し、同月17日に公布された。この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

その主な改正項目は、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売手続における暴力団員の買受け防止の方策、③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し、⑥国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しである。

(3) 所有者不明土地問題について

所有者不明土地に関する問題については、平成30年6月に「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が公表され、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題について令和2年までに必要な制度改正を実現するという方針等が示された。

これらを踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年6月13日に公布され、同年11月15日から施行されている。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされた。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が令和元年5月17日成立し、同月24日に公布された。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられることとなる。この法律のうち裁判所による管理者の選任等に関する規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

さらに、平成31年2月14日、法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正につき諮問がされ（諮問第107号）、同年3月から法制審議会民法・不動産登記法部会において、①相続登記の申請の義務化、②土地所有権の放棄、③遺産分割の期間制限、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等について、調査・審議が行われている。

（4）会社法改正の動向について

平成31年2月14日、法制審議会総会において、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が決定され、法務大臣に答申された。その主な改正検討項目は、株主総会に関する規律の見直し、取締役等に関する規律の見直し

及び社債の管理等に関する規律の見直しであり、このうち社会的な影響が大きいものとしては、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の数及び内容の制限、社外取締役を置くことの義務付け、組織再編の一つである株主交付制度の創設等がある。

(5) 地方自治法の改正について

地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を内容とする「地方自治法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に成立し、同月9日に公布された。同法は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行される。

(6) 労働関係について

平成30年6月29日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、同年7月6日に公布された。同法は、①時間外労働の上限規制の導入、②高度プロフェッショナル制度の創設、③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正等を主な内容とするものであり、一部の規定は既に施行され、今後も段階的に施行される予定である。また、厚生労働省においては、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催され、議論が行われているほか、賃金債権等に係る消滅時効の在り方についての検討が行われている。そのほか、パワーハラスメント防止対策等について、事業主に対する雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設することなどを内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出された。

(7) 知的財産権関係の法改正について

書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入と同手続への専門委員の関与を可能とする「特許法等の一部を改正する法律」（実用新案法、意匠法、商標法に準用、不正競争防止法は同様の改正）が、平成30年5月23日に成立し、令和元年7月1日から施行される。

また、特許権の侵害の可能性が高い場合に、裁判所が選定する中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度（以下「査証制度」という。）の創設や損害賠償額算定方法の見直し等を内容とする「特許法等の一部を改正する法律」が令和元年5月10日に成立し、同月17日に公布された。この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内（査証制度に係る規定は、1年6月を超えない範囲内）において政令で定める日から施行される。

(8) 新時代の刑事司法制度について

①取調べの録音・録画制度、②証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、③通信傍受の対象事件の拡大及び新たな傍受実施方法の導入、④被疑者国選弁護制度の対象事件拡大、⑤証拠開示制度の拡充、⑥証人等の氏名等の情報の保護制度等を整備することを内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が、平成28年6月3日に公布され、いずれも施行された。それぞれの施行日は、③のうち対象事件の拡大に係る部分、⑤及び⑥については同年12月1日、②及び④については平成30年6月1日、①及び③のうち新たな傍受実施方法の導入に係る部分については令和元年6月1日である。

(9) 人事訴訟法等の改正（国際裁判管轄に関する規律等の整備）について

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する改正法が、平成30年4月に成立し、平成31年4月1日から施行された。

この法律の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、事件類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家裁が管轄することを定めるというものである。

(10) 民法等の改正（相続に関する規律の見直し）について

相続に関する規律を見直す改正法が、平成30年7月に成立し、公布された。この法律は、配偶者居住権につき令和2年4月1日から、その他の主な規定につき令和元年7月1日から施行される。

法律の主な内容は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等（配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定や仮払い制度等の創設・要件明確化等）、③遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設等）、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策である。

法改正を受け、申立書の記載事項について、家事事件手続規則の一部を改正する規則が制定され、平成31年3月20日に公布された。

(11) 民法の改正（特別養子縁組制度）について

民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月7日に成立した。この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続にかかる規律の見直しである。

(12) 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）に関する議論について

平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされ、同年3月から、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において調査・審議が行われている。

同部会では、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に

対する処遇の議論を進めることとされ、三つの分科会を設けて検討すべき課題が整理された。その後、分科会における議論の結果が第6回（同年12月）、第7回（平成30年4月）及び第8回（同年7月）の部会会議においてそれぞれ報告され、現在、部会において更なる議論がされている。

その中で、家裁に關係するものとしては、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった18歳及び19歳の者に対し、家裁において、現在の少年審判手続と類似の手続を経て改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを内容とする制度である「若年者に対する新たな処分」の創設が検討されている。

詳しくは、J・NETポータル内の「家事・少年情報データベース（Family☆in）」に随時情報を掲載しているので、参照されたい。

3 裁判所の人的・物的態勢の現状

（1）予算について

国の財政状況がますます厳しくなる中、令和元年度予算編成は政府から示された「平成31年度予算編成の基本方針」（平成30年12月7日閣議決定）に沿った厳しいものとなった。同方針において、令和元年度予算は、「新経済・財政再生計画」における社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算となることから、同計画に掲げる歳出改革等に着実に取り組むとの基本的な考え方方に立ち、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとされたところであり、財政当局は、旅費や庁費といった類の経費については特別機関を含め省庁横断的に前年度予算額以下に抑制するよう強く求める姿勢であった。こうした政府方針の下、令和元年度予算編成は裁判所にとっても大変厳しいものとなったが、平成30年度補正予算と合わせて、裁判所の施策に必要な経費は確保することができたところである。

もっとも、庁舎設備の運用保守、清掃、警備といった庁舎維持関係経費は引

き続き実績額が増大を続けているほか、情報システムの運用経費など、毎年固定的に必要となる経常経費が裁判所予算を逼迫化させている一方で、頻繁にされる法改正や庁舎内の安全対策、民事裁判手続のIT化を始めとした裁判所内での様々な施策・取組等により、新たな予算需要も増加しており、今後、こうした状況にいかに対応していくかが大きな課題となっている。国の厳しい財政事情の下、予算の増額が困難な中で、こうした課題にしっかりと対応していくためには、各案件間の優先度合いを意識し、限られた予算を有効かつ効率的に執行していくとともに、既存の業務や経費等についても、必要性を十分に吟味した上で、抜本的な見直しを図って行く必要がある。

(2) 定員について

裁判所においては、民事訴訟事件について審理期間を短縮し充実した審理を行うなどのため、継続的に裁判官の増員を行ってきたところである。しかし、近時の新受事件数の動向を見ると、成年後見関係事件を始めとした家事事件については増加傾向が続いているものの、民事訴訟事件を含むその他の事件類型の多くは減少又は横ばいで推移している。そのような状況下で、裁判官については毎年増員を続けており、判事は、司法制度改革が始まった平成14年度から令和元年度までに合計710人が増員されている（令和元年度の増員の詳細については、3月15日付け裁判所時報1718号を参照されたい。なお、増員については、例年、同時期の裁判所時報に掲載されている。）。このような多数の判事の継続的な増員が認められているのは極めて異例であり、近時の裁判所職員定員法の国会審議では、このような判事の増員にもかかわらず、合議率の増加や民事及び家事事件の審理期間の短縮化といった定量的な効果が現れていないことについて厳しく問われているところである。

以上のような定員を巡る厳しい状況の下では、各庁においては、現状の処理件数や事務分配を所与のものとしたり、前例に従った事務処理方法を重んじす

ぎたりすることなく、司法需要の顕在化による事件増局面にも耐え得る態勢とするべく、事務分配の機動的な見直しや、事務改善の取組を継続して行っていかなければならない。

各庁、各部署の人的態勢については、裁判事務の在り方を踏まえ、全国各地における司法機能の発揮・確保、部署間の繁忙度の平準化の観点から、裁判官、書記官等がそれぞれの行うべき職務や、相互の官職間の連携を意識しながら、適正・迅速な裁判を実現できる合理的な事務処理に向けて、不断の見直しを進めしていく必要があるものと考えている。

(3) 裁判官の採用、判事再任等について

司法修習生の修習を平成30年12月12日に終了した1,517人のうち、82人が平成31年1月16日付けで判事補に採用された（うち、女性任官者は21人である。）。

また、弁護士任官制度に基づく、弁護士から裁判官への採用については、平成30年10月1日に1人が判事補として、平成31年4月1日に1人が判事として採用された。

さらに、判事再任等については、判事の任命資格を取得した第61期判事補等並びに再任期を迎えた第41期及び第51期の判事等のうち202人（令1.7.1現在）が判事に任命又は再任された。

(4) 裁判所施設について

ア 耐震化の進捗状況及び老朽化した庁舎の増加状況等について

喫緊の課題として進めてきた裁判所庁舎の耐震化については、平成31年4月1日時点で予算措置済みを含むと約99パーセント（591棟のうち587棟）に達し、耐震化未了の庁舎は4棟のみとなって、その目的は達成されつつある。

その一方で、裁判所は、全国各地に465庁もの多数の庁舎を有するところ

る、それらの多くは、昭和40年代～昭和50年代初頭に集中的に整備され、今後10年で築後50年を経過する庁舎の割合は全庁舎の約48パーセントと加速度的に高くなる。適時適切な保全業務により庁舎の長寿命化を図る一方、躯体の劣化等により日々のメンテナンスでは長寿命化を図ることが困難な庁舎、都市部等の事件数増加による事件関係室の不足や執務室の狭い化が顕著な庁舎については、それらの問題を総合的に判断した上で、庁舎新営の検討を進めていく必要がある。

イ 省庁別宿舎の状況

平成23年12月に財務省から示された「国家公務員宿舎の削減計画」において、宿舎は真に公務のために必要なものに限定した上で一定の類型に該当する職員のみが入居でき、福利厚生（生活支援）目的のものは認めないこととされ、平成28年度末までに約5.6万戸が削減（約21.8万戸から約16.3万戸まで削減）された。

しかし、上記削減計画後も残置することとされた宿舎の低い入居率が課題となっている。裁判所においても、平成29年6月に財務省の関係通達が改正されたことに伴い、宿舎の貸与に関する運用基準全般を見直しているので、今後は同基準に基づく運用を進めた上で宿舎需要を適切に把握し、それでも需要のない宿舎については順次廃止に向けた検討を行う必要がある。

ウ 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラ老朽化問題の対策として国が取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）に基づき、裁判所においても、平成29年1月に「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」を公表している。

行動計画は、裁判所の所管に属する施設を保全の対象とし、老朽、狭い、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除いて、長寿命化を図るという方向性を示している。

長寿命化を図るためにには、適切な保全の実施により経年にとらわれず長期にわたって施設の良好な状態を維持する必要があり、「裁判所の所管に属する建築物等の保全について」（平成28年9月16日付け経理局長通達）に基づき、施設保全責任者による施設の維持管理、点検等が実施されているところである。また、それらの点検結果を集約し、管理・分析して施設の実態を正確に把握し、次の維持管理、点検、修繕・更新等に活用するメンテナンスサイクルとその体制を構築することが重要である。

（5）システム関係について

ア 情報化の取組と全体最適化

裁判所では、平成17年12月に「情報化戦略計画」を策定し（平成23年12月改定），ITを活用した裁判事務及び司法行政事務の合理化を推進し、適正・迅速な裁判の実現と国民の利便性の向上を図るという基本理念を掲げ、基本方針として、情報化推進体制の整備と情報システム及びその技術基盤の整備を定めた。これに沿って、3つの重点課題として掲げられた、①情報システムの全体最適化、②情報セキュリティ水準の向上、③災害に強い情報システムの構築等を中心に取組を進めている。

重点課題①については、既存の情報システムを統合集約化・標準化等することで裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成し、これによってIT関連予算の低減及びITの利便性の向上を図ることを目指して、平成24年、裁判所のシステム最適化計画が策定された。しかし、その運用の過程で、最適化計画における情報システムの統合集約化・標準化等を図る前提として、まず既存の業務・情報システムの在り方自体を改めて厳しく見つめ直し、裁判所全体として真に必要なシステムが何かを問い合わせ直すことが不可欠であり、この検討なくして裁判所全体としてのIT関連予算の大幅な削減と合理化を実現することは困難な状況にあることが明らかになってき

た。また、IT関連予算の増大・硬直化が続く中においても、情報セキュリティ対策を充実強化する必要性はますます増大している。そこで、これらを踏まえ、現状の情報システムや業務の在り方について、合理性や費用対効果の観点から分析し、必要があれば現状の業務自体を改めなければならないとの考え方の下、平成28年6月、裁判所のシステム最適化計画の改定を行った。

この考え方に基づき、IT関連予算の低減や統一的な情報セキュリティ対策の充実強化を図るため、平成30年度から少年事件、簡裁の民事事件及び督促事件について、令和元年度から高裁及び簡裁の刑事事件について「裁判事務支援システム（NAVIUS）」の開発を行っている。また、その他の事件種別についても、各情報システムの更改時期や情報セキュリティ対策の状況等を踏まえつつ、順次統合していくことを想定している。

重点課題②については、「4(2)情報セキュリティの確保」を参照されたい。

重点課題③については、東日本大震災時の経験も踏まえ、耐災害性を強化するための取組を進めており、平成25年度に構築されたデータセンタには、各種システムのサーバ機能を順次移転している。また、平成25年度中に全ての裁判所の通信回線（WAN回線）の二重化を完了した。

イ 主な情報システムの状況等

裁判所の情報基盤インフラの「司法情報通信システム（J・NET）」が、裁判所職員が各個別システムやメール等を全国共通で利用する目的で整備されている。

また、職員間での各種情報共有及び裁判事務処理等の効率化を目的として構築された「J・NETポータル」では、規則集や事件関係の各種データベースコンテンツの利用や、下級裁における職員間の情報共有ツールとして「高地家簡裁掲示板」の運用がされている。事件関係の各種データベースコ

ンテンツについては、各事件局が所管する「事件情報データベース」として「民事情報データベース（ミンフォ）」、「刑事情報データベース（ケイフォ）」、「行政・労働・知財情報データベース（G-d e s k）」及び「家事・少年情報データベース（F a m i l ☆ i n）」の運用がされている。さらに、裁判官等の自己研さんの支援を目的として、上記「事件情報データベース」と画面構成や操作性を共通とした上、検索機能を向上させた「司法研修所情報データベース（ケンサン）」の運用が平成29年3月末から開始されている。

なお、「J・NETポータル」は、OSのサポート期限が切れる令和2年11月までに新システムへの移行が予定されている。

裁判事務に関する情報システムの主なものとして、「民事裁判事務支援システム（MINTAS）」は、全国の高地裁に導入されているほか、平成27年度以降、全国の家裁に導入され、家事分野の業務にも利用されている。「刑事裁判事務支援システム（KEITAS）」は、全国の地裁に導入され、
等の処理の際にも利用されている。「少年事件処理システム」は、平成27年2月にセンタサーバ化されたことにより、「民事執行事件処理システム」は、平成28年11月に新システムへの移行が完了し、
されたことにより、それぞれセキュリティ強化や職員負担の軽減が図られている。

司法行政事務に関する情報システムについては、行政府省における事務処理と共に通する面が少なくないことから、「一元的な文書管理システム」や「旅費等内部管理業務共通システム（SEABIS）」などの府省共通システム（行政府省において共通に利用されているシステム）も利用されている。

4 裁判所の組織的課題

(1) 裁判所における緊急対応について

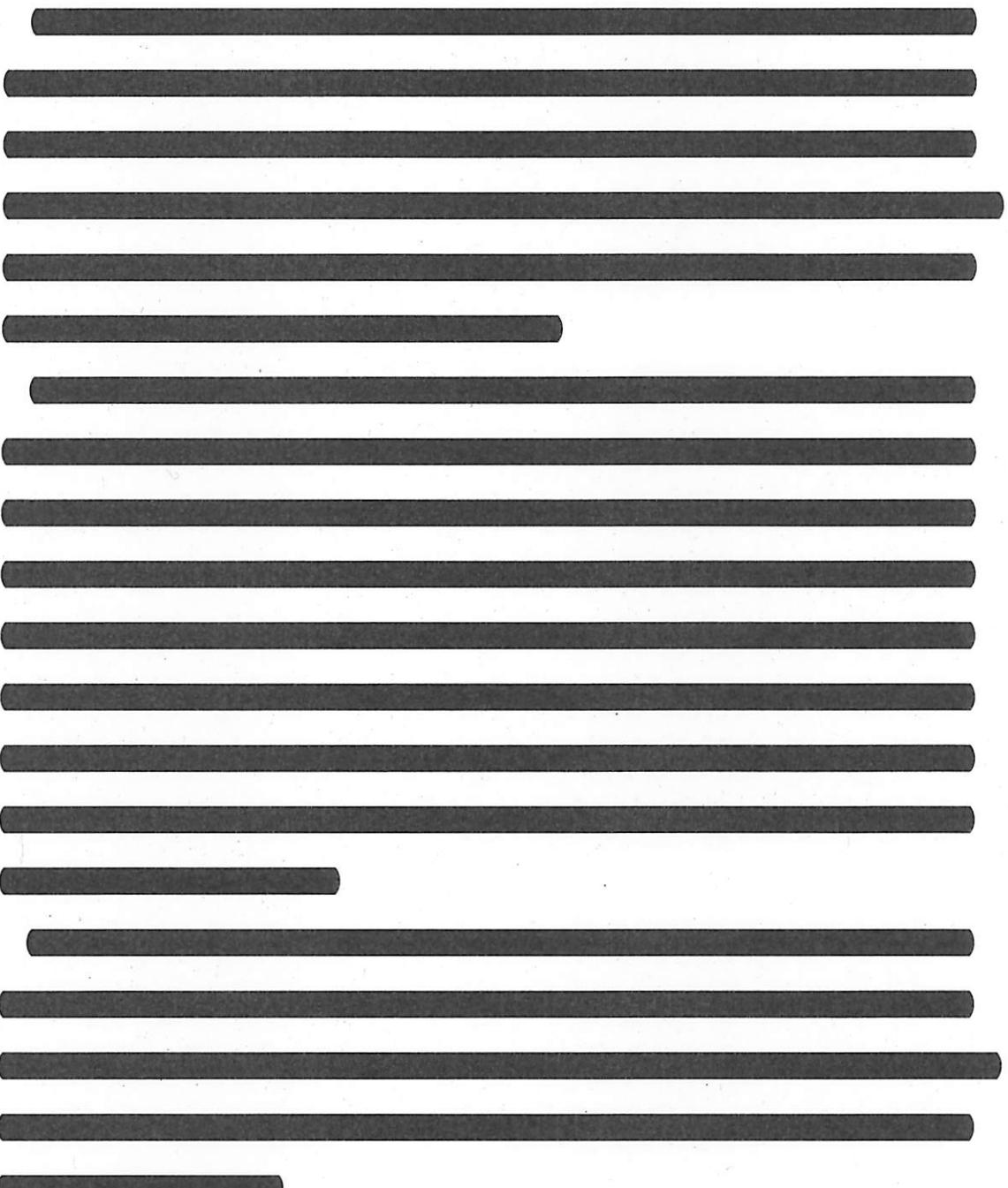
昨今、大規模地震等の自然災害や刃物を持ちこんでの加害行為、法廷等からの逃走、情報漏えいなど、非常事態における対応が問題となる状況が現実化しているほか、裁判所その他の公共機関を標的とする爆破予告や、裁判官その他の裁判所職員への危害予告など、予告が現実化した場合の来庁者や職員の安全確保などを考慮した慎重な対応が求められる事案が発生している。このような事態においては、迅速かつ正確に事実関係を把握した上で、所長の指揮の下、事務局が関与して、庁全体として組織的に対応しなければならない。そのためには、裁判部・事務局間、本庁・支部間、最高裁・高裁・地家簡裁間など様々なレベルにおいて、日頃から情報流通態勢を確認し、必要な情報や問題意識を組織的に共有できる態勢を構築しておく必要がある。さらに、このような態勢が実際に機能するためには、緊急事態対応マニュアルの整備等にとどまらず、日頃から、同マニュアルに基づく訓練や研修等を実施するなどして、同マニュアルの内容を不斷に見直していくとともに、職員一人一人が、緊急事態対応の手順や目的を理解しておくことも必要である。

(2) 情報セキュリティの確保

情報通信技術の著しい発展とともに、国家機関や企業を狙ったマルウェアによる情報漏えい、D D o S (サービス停止) 攻撃、標的型メール攻撃などのサイバー攻撃も相次ぎ、その手法も一層巧妙化している。平成27年5月には、日本年金機構においてサイバー攻撃による多量の個人情報流出事案が発生したところであるが、裁判所においても、情報の窃取、破壊及び消去等を狙った可能性のある標的型メールが頻繁に職員に送信されるなど、こうした攻撃と決して無縁ではなく、I Tへの依存度が高まる中で、情報セキュリティ対策の重要性はますます増大している。

裁判所では、これまでも、物理的・技術的な対策に加え、運用面の対策として、職員に対する教育・研修、自己点検、標的型メール攻撃に対する訓練、セ

キュリティ監査の実施、充実及び強化に努めてきたところである。



(3) 裁判所の安全問題について

裁判所がその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには、裁判所での安全が確保され、国民が安心して裁判所を利用できるよう計らうことに留意する必要がある。本年3月に裁判所敷地内で当事者が相手方当事者に刃物で

刺され死亡するという事案が発生し、裁判所の安全に対する社会的な関心も高まっており、現在、裁判所全体として安全確保に向けた取組を進めている。

具体的には、事案ごとに安全確保に関わる情報収集を密に行った上で、収集した情報も踏まえて、所持品検査の実施等を積極的に検討しているほか、事件数や来庁者の多い庁を対象として、入庁時の所持品検査を実施することとし、実施庁を順次拡大してきている。また、当事者の申告等により加害行為のおそれがあると把握している事案については、その内容に応じて、当事者が対面しないようにするなどの措置を講じているところである。

今後もこれらの安全確保に向けた取組を進めていくことが重要であることに変わりはなく、利用者や関係者の理解を得ながら、確実に実施していくことが求められる。庁舎内や来庁者の安全を確保することは、裁判官が日々行う訴訟運営を円滑に行うために必須のものであり、手続を主宰する裁判官として、常に直面している問題として認識することが必要である。同時に、個々の事案に応じた適切な安全確保策を講じるためには、裁判部と事務局（支部等と本庁）とが早い段階から情報を共有し、連携協働して事前準備を進めることを常に念頭に置いておく必要があるし、庁全体の取組についても、日頃から理解してその一翼を担っている意識を持つ必要がある。また、事案発生時に情報流通態勢を確保し、庁全体で組織的に対応できるよう、裁判官、裁判部・事務局の職員が普段から訓練等を行っておくことが必要と考えられる。

(4) 書記官事務の整理について

書記官事務の整理の考え方が、るべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目指すものであるという理解は浸透してきている。さらに、裁判官と書記官が、裁判手続やそれを支える書記官事務がどうあるべきかを常に意識しながら、日々の執務の中の何気ない事柄をきっかけに、各職場における

る書記官事務が根拠や目的を踏まえた合理的な事務となっているか再確認し、具体的な実践へとつなげていくことも進められつつある。

もっとも、高裁単位で見ると浸透の度合いや実践の状況は区々となっていることがうかがわれるため、従来の最高裁による画一的な後押しではなく、管内地家裁の実情を正確に把握し得る高裁が主導して管内地家裁の正確な実情の集約、後押し策の策定・実施、効果検証を行っているところである。

現状では、依然として、書記官事務の整理が書記官固有の問題であり、他の職種の事務として、自らの問題と考えていない裁判官が一定数見受けられ、書記官も必要以上に裁判官に対して遠慮するなど双方向の議論ができていない実情も見受けられるところである。

裁判官においては、改めて、書記官事務に関する検討が自らの目指すべき裁判、質の高い裁判の実現のために不可欠な自分自身の問題であるという意識を強く持っていただきたい。そして、書記官との間で自身の審理方針も含め連携協働の在り方や書記官事務がどうあるべきかについて認識共有を図った上で、日々の執務において積極的に双方向の議論をするとともに、書記官に対し、真に必要な書記官事務が合理的に遂行されることにより、質の高い裁判が実現されていくという実感を得させるよう努めていただきたい。

首席書記官においては、各庁の実情を正確に把握し、裁判官との間で、共有すべき情報についての認識を一致させた上で、広く情報を共有し、連携を図っていただくとともに、主任書記官等に対するその理解と実践の程度に応じた働き掛けにより、裁判官と書記官の橋渡しとなるような役割を果たしていただきたい。また、主任書記官においては、日常の部下指導の中で、気づきや違和感から根拠や目的を踏まえた議論を自ら主導的に実践するよう努めていただきたい。

(5) 適正な事務の確保に向けて

裁判所が国民の信頼を得ていくためには、裁判の「迅速さ」とともに、その「適正さ」を確保することが極めて重要であり、各職員が事務処理の規範は何かを常に意識するとともに、規範に基づいた事務処理を行う態勢が組織的に確立していかなければならない。しかし、迅速性や効率性のみを追求するあまり、規範に基づかない事務処理が慣習化していたり、一度起きた誤りの教訓が活かされることなく同種の誤りが繰り返されたり、事務処理遅滞の端緒が見逃されたまま放置されていることが見受けられる。

各庁各部署においては、日常的な事務処理が規範に即した合理的なものとなっているか、事務処理過程自体に構造的な問題点がないかを意識し、これらに問題があると考えられる場合には、当該事務処理の方法や過程を見直すなど、適正な事務処理を行う態勢が確立されるよう努めていただきたい。

また、ミスが生じた事例やいわゆるヒヤリ・ハット事例については、誤りを起こした職員に対する指導やチェック態勢の構築などの対症療法的な対策を講じるのみではなく、事務処理が規範に即しているとともに過剰なものとなっていないか、事務処理過程自体に誤りを生む要因がないかといった構造的な問題点を分析し、これに対応した継続が可能な合理的な改善策を検討する必要がある。そして、その事例を活かして問題点や改善策等を還元する際には、同種の誤りを繰り返さないためにも、趣旨や経緯を踏まえた理解ができるよう工夫し、定着を図っていただくほか、特定の事務が過剰となってバランスが失われ、別の問題を生んでいないかという視点からの循環的なフォローもお願いしたい。

なお、適正な事務処理は裁判の質の一部をなすものであり、書記官のみならず裁判官も主体的に関与することが必要である。日常の執務の中で生じた疑問・違和感等の気づきをきっかけに、関係職員間で事務処理の規範を踏まえた議論や検討を重ね、「るべき事務の姿」と現状のギャップを見つけ出し、それを埋めていくことによって、実際の事務改善や誤りの予防につなげることは、

より質の高い裁判の実現に寄与するものである。適正事務の確保は、書記官事務の整理の考え方を使った実践の一つの場面であるといえる。

最高裁では、過去の事例を整理して、事務処理過程のどこに誤りが生じる可能性が高いかという視点で集約した情報を提供しており、既にいくつかの事務連絡を発出している。J・NETポータルの各情報データベース上にある「適正事務（事務フローの視点）」のページに掲載しているので隨時参照されたい。

(6) 適正な会計事務について

近年の国の会計事務を取り巻く情勢の変化及び厳しい経済財政状況を受けて、会計検査院による実地検査においても、決算の表示において、予算執行など財務の状況が正確に計上されているかという正確性の観点や、会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点だけではなく、同じ費用でより大きな効果が得られないか等の効率性の観点や、事務・事業の遂行及び予算の執行の効果が所期の目標を達成しているか等の有効性の観点からの検査が行われているところである。このような状況を踏まえ、裁判所においても、適切な予算執行の観点や、国民に対する説明責任の観点から、効率性や有効性を以前にも増して意識した上で事務処理にあたることが必要となっている。

また、ここ数年、保管金等の不適切な管理に起因する事務処理過誤の事例が複数発生している。各庁におかれては、現金の亡失は、国民に財産上の損害を及ぼし、国に損害賠償責任を負わせることにもなりかねない重大な事態であることを改めて認識の上、各部署相互間の牽制態勢が形骸化しないように留意し、現金のみならず、保管物、押収物及び備品等も含めて適正な保管事務に努めていただきたい。

(7) 裁判所を利用する障害者への配慮について

平成28年4月1日に裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に

関する対応要領が実施されて3年が経過したが、この間、各庁において、障害を持った当事者等が裁判手続を利用しようとしているという情報に接した場合に、どのようにして、裁判部及び事務局で迅速に情報を共有し、合理的な配慮の検討をしていくかについての事務フローが一定程度確立し、概ね、対応要領の趣旨に沿った手続が実践されているものと承知している。もっとも、近時、各地の裁判所において、入庁時所持品検査や裁判傍聴等に際し、合理的な配慮を求める各種の要望が出され、裁判所の対応が報道されるなど、裁判所における障害者配慮のあり方について、これまで以上に注目が集まっている。このような情勢も踏まえ、引き続き、全ての職員が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を十分に理解し、どのようなことが不当な差別的取扱いに当たるのか、裁判所として行うべき合理的配慮はどのようなことかといったことを、個々の事案ごとに、具体的に検討し、要領の趣旨に沿った手続が実現されるよう万全を期していく必要がある。

また、平成28年8月1日に施行された発達障害者支援法の一部を改正する法律においては、司法手続における配慮規定が新設されたほか（同法12条の2），裁判に関する業務に従事する者に対して、発達障害に関する理解を深めるための研修¹を実施することその他の必要な措置を講じる旨が定められた（同法23条）。各庁において、同研修を実施し、個々の発達障害者の特性に応じた適切な配慮を実施しているものと承知している。引き続き、発達障害の特性に留意しつつ、適切な配慮の検討・実施を継続されたい。

なお、各庁で行った障害者等への合理的配慮等に関する事例²は、定期的にJ・NETポータル³に掲載され、これまでに行った様々な事例が蓄積されていく。障害者対応は、個々の事案や時々の状況により大きく対応が異なること

¹ 研修の企画・実施に際しては、平成29年3月21日付け総務局第一課長事務連絡も参考にされたい。

² 平成28年6月29日付け最高裁総一第804号総務局長依命通達「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の事務の取扱いについて」に基づき各庁から報告された対応事例を一覧表にまとめたもの。

³ J・NETポータル「最高裁各局課等からのお知らせ」の「障害者への対応事例について」。

から、類似事案という理由だけで同じ対応を行うべきでないことは注意が必要であるが、各庁での対応の参考として、引き続き活用していただきたい。

(8) ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について

平成28年4月25日にハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書及び最高裁判所裁判官会議談話を公表してから、3年が経過した。この間、司法研修所及び裁判所職員総合研修所における各種研修や各庁での国立ハンセン病療養所への見学訪問など様々な形で、裁判官をはじめとする裁判所職員に対し、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権意識を深める取組がなされてきたことと承知している。報告書公表から3年が経過したこの機会に、改めて、報告書の内容及び報告書に添付されている有識者委員会の提言並びに最高裁判所裁判官会議談話を決して過去のものと考えることなく、各庁において、資料館又は国立ハンセン病療養所への見学訪問など各庁の実情に応じたハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修等を引き続き実施して、一人一人の裁判所職員が、人権問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直し、日々の職務遂行が司法制度を利用する国民の権利利益や社会生活に深い影響を及ぼし得るものであることを常に自戒して職務に取り組み、司法に対する国民の期待と信頼に応えていく必要がある。

(9) 司法行政文書の管理及び開示について

司法行政文書を適切に管理することは、司法行政事務の適正かつ効率的な運営に不可欠であるとともに、文書開示手続を通じて、国民に対する説明責任を全うすることにもなる。

裁判所も、国の一機関として、平成13年4月1日から司法行政文書の開示手続を行っているが、平成27年7月1日には制度を再整備し、第三者委員会である情報公開・個人情報保護審査委員会が設置された。開示・不開示の判断に対して苦情の申出がされた場合には、同委員会に諮問し、同委員会の答申を

尊重して苦情の申出に対応することとなっている。

昨今、報道等でも取り上げられているように、適正な文書管理の重要性はますます高まっており、不適切な文書管理は、司法行政事務の適正かつ効率的な運営を阻害するだけでなく、国民への説明責任が全うされず、ひいては裁判所に対する国民の信頼を著しく失墜させることにつながりかねない。昨年6月には、昨今の文書事務を巡る情勢を踏まえて、文書管理に関する関係通達の改正を行い、行政府省と同様にファイル管理簿や標準文書保存期間基準（保存期間表）等の公表を始めたところでもあり、司法行政事務に携わる全ての職員が、これまで以上に、関係法令や関係通達等を理解し、司法行政文書の作成、保存、廃棄の各段階における事務を的確に処理することが求められる。

なお、裁判所ウェブサイトの「裁判所の情報公開・個人情報保護について」及び「情報公開・個人情報保護審査委員会」のページに司法行政文書の管理に関する通達や開示に関する要綱、情報公開・個人情報保護審査委員会の答申等が掲載されているので、参照されたい。

5 人材の育成、強化に向けた司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組

(1) 裁判官の研修・研究会について

裁判官には、裁判実務に関する知識、能力や幅広い教養、深い洞察力等が必要であるところ、急速に変化する社会経済情勢やそれを受け行われる様々な法改正等に的確に対応するためには、これらの知識等の修得を個々の裁判官に委ねるだけでなく、組織的な研修の機会を設け、その体系や内容の充実を図っていく必要がある。

このような見地から、司法研修所では、裁判官の自己研さんを支援するため、応募制を原則として、各種の研修を実施しており、平成30年度の合同研修は、合計55本（うち応募型40本）を実施し、参加した裁判官は延べ約2,100人に及んでいる。具体的には、合同研修のうち、各裁判分野における裁判事

務に関する研究会を「裁判系」，新たなポストに就いた際などの職務導入研修を「導入系」，裁判や組織運営の基盤となる裁判官の素養の修得を目的とする研究会を「基盤系」として実施している。また，その他の研修として，民間企業等で研修を行う派遣型研修を実施している。

特に，近年は，先端的な知見が判断に深く関係する事件や事件の背後にある価値の捉え方が難しい事件など困難な判断が求められる事件が増加していることから，「裁判系」の研究会を中心に，専門性の修得やその深化を支援するためのカリキュラムの充実に努めている。令和元年度は，前年度に引き続き，民事の合議の充実をテーマとした研究会を実施するほか，複雑困難事件に関する研究会を実施する予定である。また，こうした困難な事件に対応するため，法律分野にとらわれず紛争を取り巻く現代事象等をテーマとして取り上げ，広範な分野の素養を得ることを目的とする「基盤系」の研究会の充実に努めており，例えば，平成30年度には，「高齢者と社会」とのテーマで，様々な紛争の背景にある介護や医療など高齢者を取り巻く社会情勢に対する理解を深めるための研究会を実施した。令和元年度は，AIをテーマとする研究会などを実施予定である。また，基盤系では，若手裁判官を対象に，裁判に関連する周辺諸科学に関する素養を修得するための研究会を企画し，「統計・データ分析」，「金融・経済」といった様々なテーマについて計画的に実施していく予定である。

これらに加えて，法改正等への対応として，令和元年度は，民法（債権法）改正の研究会を平成30年度に引き続き2回，また，民事訴訟のIT化に関する研究会も実施予定である。

また，裁判官の組織運営能力の向上を図るためのカリキュラムの充実にも取り組んでいる。その一環として，書記官及び家裁調査官等の一般職員との連携について，裁判所職員総合研修所と合同で6件（平成30年度）の研究会を実施している。

以上のような研修内容や研修技法については、平成29年4月に設けられた参与制度や国際司法研修協会（International Organization for Judicial Training, I O J T）など外部の知見等も取り入れながら、その充実を図っている。

また、様々な事情により合同研修に参加できない裁判官等の自己研さんを支援するため、司法研修所情報データベース（ケンサン）に合同研修における講演録等を掲載しているが、これに加え、合同研修における講演等について各庁に同時配信を行い、研修参加の機会を実質的に拡大し、自己研さんを支援する取組を行っている。平成30年度は一部の庁で試行的に実施したが、令和元年度は、すべての地裁本庁で同時配信を実施する予定である。

以上のとおり、司法研修所では、研修内容の拡大と充実に力を入れてきているが、さらに研修効果を高め、その持続性を向上させるため、各庁におけるO J Tや自庁研修との連携や支援が重要であると考えており、これらの一層の充実を図っていくことが大きな課題であると考えている。

(2) 裁判官以外の裁判所職員の研修・研究会について

社会経済情勢等の変化や価値観の多様化等の諸情勢を受けて裁判所の果たすべき役割が変化し、裁判所の業務内容が変容してきたことに加え、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況を踏まえ、裁判所職員総合研修所においては、これまで、「公平な裁判」、「適正・迅速な裁判」、「利用しやすく分かりやすい裁判」を実現し、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成するという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修及び養成課程を計画、実施してきた。

令和元年度においては、平成30年度に引き続き、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成する

こと、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図ること、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図ること、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題をテーマとした研修の充実を図ることに重点を置いて、各研修内容を見直し、一層充実した研修の実施に努めていくこととしている。

これらの趣旨に則り、各職種、各階層について、研修カリキュラムの充実強化等を図ったところである。

中間管理者層については、階層別研修を見直し、平成30年度まで、訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長及び課長補佐等の全ての中間管理者を対象として、裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していた研修を統合し、職種を問わず中間管理者としての執務経験等に応じて二つの階層に分け、中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施することとし、平成30年度まで実施していた課長補佐等を対象とする研修についても、この新たな研修に組み入れることとした。

書記官及び家裁調査官については、各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や家裁調査官の中核的な役割・機能を踏まえた共同討議等を実施するなど、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いた内容としている（裁判官を含めた職種間連携を図るため、研究会の日程の一部を、司法研修所と合同で実施している。）。書記官については、中堅書記官を対象とする書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱研修）において、平成28年度以降は、在るべき書記官事務の姿を検討するだけでなく、それを職場で実現するための方策についても具体的に考える内容としており、令和元年度においても、引き続き、主体的に考え、議論し、実践することができる力量を養うための工夫を重ねていくこととしている。家裁調査官については、平成28年度

から任官後の研修について応募制を取り入れた特別研修を新設するなど、4年計画で研修体系の大幅な改編を行っており、計画4年目に当たる令和元年度においては、計画のとおり、家裁調査官専門研修を廃止し、家裁調査官特別研修を3回実施することとしている。

事務官については、近時の事務局を取り巻く状況の変化に組織として適切に対応するため、平成28年度以降、事務局に勤務する職員を対象とする階層別研修の新規企画や充実強化に取り組んできたところであるが、令和元年度においても、引き続き、適切な司法行政事務の遂行の観点から、科目内容等のプラスシュアップを図っていく予定である。

速記官については、裁判実務をめぐる諸情勢等に関する講義等を行うとともに、専門知識や経験を生かした書記官等との連携・協働の実践等について、共同討議等を行っている。

さらに、各職種・各階層に共通する課題として、平成30年度に引き続き、適正事務の確保や人権意識の向上を図ることを意識し、そのための科目の充実に努めているところである。

養成課程では、書記官については、法律科目と実務科目の効果的な連携に留意しつつ、実務における書記官事務に即した形で、参加型や討論型の演習を積極的に取り入れ、効果的かつ実践的なカリキュラムとするとともに、書記官事務の整理の考え方を身に付けるための講義や演習を実施している。家裁調査官については、調査事務に必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させることを基本としつつ、育成新施策の趣旨に則り、グループ討議の活用等を通じて組織性を涵養することにも重点を置いたカリキュラムを実施している。

なお、裁判所職員総合研修所からの情報発信として、J・NETポータル内に開設されている総研コンテンツにおいて、養成課程や中央研修の状況（実務研究会の結果要旨を含む。）及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を

提供しているほか、毎月1回掲載している「総研ニュース」によって裁判所職員総合研修所に関する最新情報を発信している。

(3) 司法修習生の修習について

平成29年度（第71期）司法修習生については、司法修習のカリキュラム終了後の平成30年11月16日から同月22日まで5日間の日程で実施された考試（二回試験）を、再受験者を含む第71期司法修習生1,533人（うち女性323人）が受験したが、このうち16人（うち女性4人）が不合格とされた。

第71期司法修習生の修習終了者1,517人（うち女性319人）の進路の区分は、裁判官82人（うち女性21人）、検察官69人（うち女性21人）、弁護士その他1,366人（うち女性277人）である。

平成30年度（第72期）司法修習生については、平成30年11月に1,482人（うち女性361人）が採用された。第71期に引き続き、第72期においても、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として、司法研修所において導入修習（移動期間も含めて約1か月間）を実施した。その後、実務修習地において分野別実務修習（民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護修習をそれぞれ約2か月間）を実施した上で、実務修習地に応じて2班に分け、それぞれ約2か月間の選択型実務修習及び司法研修所における集合修習を交互に行い、これらのカリキュラム終了後に考試を実施する予定である。

なお、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年6月19日に成立したことに伴い、令和5年度に実施される司法試験から法科大学院在学中の受験が可能となるが、新たな司法試験の実施時期等によっては、その後の司法修習の時期が変更となる可能性がある。

6 総合法律支援法の運用について

日本司法支援センターは、平成18年4月に総合法律支援法に基づき設立され、「法テラス」の愛称で、同年10月から業務を開始した。法テラスは、業務方法書に定められた業務を行い、業務開始以来4年ごとに法務大臣が定める中期目標を受けて、中期計画を策定しているところ、平成30年4月から第4期中期目標・中期計画の期間に入っている。現在の中期計画には、裁判所に関する内容も含まれており、法テラスにおいて、被疑者国選弁護対象事件の拡大を念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、弁護士会等の関係機関との間で、定期的な協議を行うなどして、迅速かつ確実に国選弁護人等の選任が行われる態勢の確保を図ること、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、各種の協議や研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努めること等が記載されている。

法テラスの主たる業務である国選弁護等関連業務及び民事法律扶助業務の運用は裁判の運営に密接に関連するものであることから、各裁判所としては、弁護士会との関係に留意しながら、各地の実情に応じて、法テラス地方事務所との間で国選弁護人等の選任態勢並びに常勤弁護士及び契約弁護士等の態勢整備状況等の実情について意見交換を行うなど、連携強化に向けた取組を進めることが必要である。